

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
4月号

いよいよ4月を迎え、新年度が始まります。

本年も労働基準行政の推進にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1, 令和4年における労働災害発生状況について(2月末現在速報値)

休業4日以上の死傷災害 **226件** (前年同期と比較して**71件**、**45.8%**増加)
うち、**死亡** **2件** (前年と比較して**1件**増加)

令和4年における死傷災害(2月末現在速報値)は226件で、前年同期の155件から+71件+45.8%となりました。うち76件は新型コロナウイルス感染症によるもので、これを除くと150件となり、前年同期から-5件-3.2%となっています。

死亡災害は、6月に建設業で1件、7月に運輸交通業で1件の計2件発生しており、前年に比べて1件増加となりました。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、製造業38件(前年同期比+3件+8.6%)、建設業24件(同-6件-20.0%)、運輸交通業20件(同+12件+150.0%)、保健衛生業23件(同+9件+64.2%)、商業13件(同-15件、-57.6%)となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。なお、新型コロナによるものは全体の34%)は、「転倒」が43件で全体の29%を占め、次いで「はさまれ・巻き込まれ」20件13%、「墜落・転落」17件11%、「激突され」と「動作の反動・むりな動作」がそれぞれ14件9%となっています。「転倒」は前年同期の49件から-6件となりましたが、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと事故の型別では最も多い状況が続いています。

岩手局最新
災害統計



一関署最新
災害統計



2, 令和5年2月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上の死傷災害 **24件** (前年同期と比較して**1件**、**4.3%**増加)
うち、**死亡** **0件**

令和5年2月末現在における死傷災害は24件で、前年同期の23件から+1件+4.3%となりました。新型コロナウイルス感染症によるものは0件で、死亡災害もありません。

業種別では、製造業6件(前年同期比+1件+20.0%)、建設業4件(同+2+100.0%)、接客娯楽業4件(同+3件+300.0%)、運輸交通業3件(同-1件-25.0%)、商業3件(同±0件±0%)となっています。

事故の型別では「転倒」が14件で全体の59%を占め、次いで「崩壊・倒壊」3件13%、「激突」と「はさまれ・巻き込まれ」が各2件8%などとなっています。

当署では、令和4年における労働災害発生件数について、第13次防の目標値である133件以下となるよう労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、目標を達成することはできませんでした。

令和5年は、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いて10%以上減少させるべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。労働災害防止対策の着実な実施について、改めてよろしくお願い申し上げます。

3, 転倒災害を防止しましょう!

当署管内における労働災害は転倒災害が3割ほどを占めています。

転倒災害の防止には、作業場所や通路などの4S(整理・整頓・清潔・清掃)、作業方法の改善、適切な靴の着用や危険個所マップの作製・周知、注意喚起表示などがありますので、着実に対策を実施しましょう。

ご安全に!!



STOP!
転倒災害防止
プロジェクト



転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか? ▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

<p>滑り</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p>つまずき</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	--	--

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

<p>4S(整理・整頓・清掃・清潔)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<p>転倒しにくい作業方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えない状態で作業しない 	<p>その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険個所にステッカーなどで注意喚起
--	--	--

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

新入社員(特に新規学卒者)には、職場への配置前に、安全衛生教育を確実に実施しましょう! 安全衛生教育は労働災害防止の第一歩です。

4, 4月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」準備期間です!

3月は例年より気温が高い日が続いており、また、気象予報では5月までは例年より気温が高い状況が続くとありますが、気温の上昇とともに熱中症の発生が危惧されるところです。

令和5年度も「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が5月から9月末の間で実施されますが、例年4月は準備期間となっています。

事業場の皆様も、準備期間中に実施すべき事項を点検していただき、熱中症対策の準備をお願いいたします。



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、取水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

5, 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が5割以上になります!

～中小企業における割増賃金率の引き上げについて～

令和5年4月1日から、中小企業においても、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は5割以上となります。また、割増賃金率を改定する場合には、就業規則を変更した上で所轄署長に届け出る必要があります。

なお、厚生労働省では、働き方改革推進支援助成金や業務改善助成金を始めとした、長時間労働の縮減に有用な助成金を準備しております。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>



6, 『賃金引上げ特設ページ』をご活用ください!

厚生労働省では『賃上げ特設ページ』を開設し、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策を掲載していますので、ご活用ください。

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



7, 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについては、引き続き着実な実施をお願いします!

令和4年に当署管内で発生した労働災害において、事故の型別では新型コロナウイルス感染症によるものが76件(2月末速報値)と最も多い状況であり、また、本年に入っても、当署管内の複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

感染を拡大させないため、引き続き基本的な感染防止策(手洗い、3密の回避、換気、マスクが効果的である場面などでの着用)の徹底をお願い申し上げます。

○岩手労働局 HP 新型コロナウイルス支援サイト

⇒https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html

※マスク着用の考え方の見直し等について

3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられておりますので、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮をお願いします。なお、マスク着用の主なポイントの事業者における対応では、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

また、5月8日から感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行されることから、これまで感染者などに求められていた外出自粛(感染者は7日間、濃厚接触者は5日間)は今後なくなります。



**S T O P ! 転倒災害
転倒災害を防止しよう!**

